

官報

平成一十一年六月十一日

○第百四十五回 参議院會議録第二十八号

平成一十一年六月十一日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十八号

平成一十一年六月十一日
午前十時 本會議

第一 内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(齋藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、

法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

十七案について、提出者の趣旨説明を求めます。國務大臣太田總務庁長官。

(國務大臣太田誠一君登壇、拍手)

○國務大臣(太田誠一君) ただいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案外十六件の中央省庁等改革関連法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本法律案は、さきに国会で成立した中央省庁等改革基本法にのっとりて立案したものであります。

提案理由の第一は、内閣機能の強化とそれを通じた政治主導の強化であります。主権者である国民の信託に基づいて国会が指名する内閣総理大臣及び内閣総理大臣が任命する國務大臣が、それぞれ内閣全体及び行政各部を實際にリードする環境を整備するものであります。

提案理由の第二は、府省の再編成と行政の整合性の確保であります。いわゆる縦割り行政の弊害を排し、その時々政策課題に柔軟かつ整合的に対応できるように、権限ではなく、行政の目的である任務を基軸として府省を大きく再編成することといたしております。

ることといたしております。また、新たに編成された府省間で互いの政策を協議する政策調整の制度を設けることといたしております。

提案理由の第三は、行政のスリム化であります。府省の再編成にあわせて機能を削減し、行政の事務の減量化を行うことといたしております。

提案理由の第四は、行政の透明化、自己責任化による効率化であります。国の機関の独立行政法人化を行うこと等により、行政の透明化及び効率化を図ることといたしております。

以上述べました提案理由に即して、順次法律案の概要を御説明申し上げます。

提案理由の第一、内閣機能の強化に關しましては、まず、内閣法の一部を改正する法律案により、主権者である国民の信託に基づき国会が内閣総理大臣を指名し、内閣総理大臣及び内閣総理大臣が任命する國務大臣をもって組織する内閣に行政権が属するという国民主権の理念にのっとり、我が国の行政のあり方を明らかにするとともに、閣議における内閣総理大臣の發議權を明記し、それを裏づけるため、内閣官房の重要政策に關する企画立案の機能を明確化し、あわせて、内閣官房副長官等に加えて新たに設置する内閣官房副長官補を内閣総理大臣の直接選任による特別職とすることといたしております。

さらに、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案により、内閣官房を助ける内閣府にも重要政策に關する企画立案の機能を与えることとするものと、各府省に政治任用となる副大臣及び政務官を設置して、大臣のリーダーシップを補佐する体制を整備し、各省等設置法案及び中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案により、政策審議機能を有する審議会及びその委員を約六分の一に整理し、政策の決定は内閣総理大臣と國務大臣の責任で行うことを明確にすることといたしております。

提案理由の第二、府省の再編成及び行政の整合性の確保に關しましては、内閣府設置法案により、内閣府には政府全体の施策の統一を図る観点から、各省庁に対する総合調整を行う機能を与え、強力な調整権限を持つ特命担当大臣や重要政策に關する會議等を置くことといたしております。あわせて、内閣府には国家行政組織法は適用しないことといたしております。

次に、国家行政組織法の一部改正法案により、内閣の統括のもとに行政事務をつかさどる行政機関は、任務を基軸として、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の十省に再編成し、各省庁は政策調整をしなければならぬこととし、政策調整を円滑に進めるための手続を定めるとともに、各省庁の政策評価機能を強化することといたしております。また、実施庁の組織編成の弾力化を図るとともに、各省庁に局長に準ずる新たな職等を置くことができることとする。ことにより、機構を固定化することなく、内外の環境変化に対応できるようにすることといたしております。

次に、総務省設置法案外十件の各省庁設置法案により、各省庁の任務及びそれを達成するために必要な所掌事務並びに各省庁に置かれる職、機関及び外局について定めております。また、広範な裁量権限の根拠となつてはならないかとの疑念を抱かれる権限規定については、これを廃止しております。

国家公安委員会、防衛庁、金融庁等の各府省の外局に關する法律については、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案によって、それぞれ任務及び所掌事務等を定めております。

このような府省の再編成を踏まえ、内閣法の一部改正法案によって、國務大臣の数を十四人以内とし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることが

提案理由の第三、行政のスリム化に關しましては、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部改正法案によつて、府省の再編成にあわせて、内閣府本府及び大臣庁の内部部局として置かれる官房及び局の数は、各省の内部部局として置かれる官房及び局の数と合せて九十六以内とすることとしたしております。これに加えて、既に述べた審議会の整理に伴つて、審議会の組織と運営に關する事務が削減されることとなります。

提案理由の第四、行政の透明化、自己責任化による効率化に關しましては、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案により、國の立場から実施される必要がある事務事業であつて、民間にゆだねた場合には実施されないおそれがあるもの等であるが、國がみずから主体となることを要しないものについて独立行政法人の制度を創設し、その會計は企業會計原則によることを原則とし、その役員を業績によつては交代を行うことのできる特別職とし、その業務内容を積極的に開示することによつて透明性を確保し、適正さと効率性の双方の観点から、自主性を持った運営を基本としつつ、目標の設定とそれを達成する計画の管理を主務大臣が行ふこととしたしております。

また、独立行政法人の業務の実績については、各府省に設けられる独立行政法人評価委員会の評価及び勧告を受けることとしております。

これに加え、独立行政法人通則法案及び総務省設置法案により、総務省に設置される第三者機関に、各府省による独立行政法人の評価の仕方それぞれを評価する機能を付与し、国民の目に行政の実態がよく見えるように、一層の透明化を図ることをいたしております。

中央省庁等改革関連法律案の施行期日は、内閣法の一部を改正する法律案にあっては別に法律で定める日とし、その他にあっては、一部の事項を

除き、内閣法の一部を改正する法律案の施行の日としております。

以上が内閣法の一部を改正する法律案外十六件の中央省庁等改革関連法律案の内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。鹿熊安正君。

○鹿熊安正君登壇、拍手

○鹿熊安正君 私は、自由民主党及び自由党を代表して、ただいま提案のありました中央庁省等改革関連法案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。

我が国の構造改革が待たなしとなっているこ

とは申すまでもなく、その先導役を担うのが中央省庁再編や地方分権等の行政改革であり、いよいよ本院において関連法案の審議を迎えたことに大変意を強くするものであります。

総理の発案、主導のもとに設置された経済戦略会議は、「日本経済再生への戦略」と題する答申を出し、新たな社会実現に向けての課題の一つとして、小さく効率的な政府の実現や地方主権の確立など、行政改革についても提言がなされ、これを受けた政府の検討結果が公表されたところである。

ります。総理は、既に富国強兵という国家理念を掲げられ、そのもとに、五つの安心、五つのかけ橋を提唱し、行政改革を繁栄へのかけ橋として位置づけております。

総理のこのようなお考えと、経済戦略会議で提言する自己責任と自助努力、選択の自由の保障、健全で創造的な競争社会などを目指す日本独自の第三の道との関係はいかようにあるのか、基本的

に同じような方向を目指していると考えてよいのかどうか、改めて、総理御自身の言葉で、目指すべき我が国の姿についてどのようなビジョンを描

いておられるのか、伺いたいのであります。

さて、中央省庁等改革の眼目の一つは、政治の

主導性發揮のため、総理の基本方針発議權の明確化、内閣府の創設を初めとする一連の内閣機能強化策であり、機動的な政策決定の促進が図られ、総合的、戦略的な内閣機能の確立に大きな期待を

新たな制度を真に生かし切れるかどうかは総理のリーダーシップいかんにかかっているとの指摘もあります。これも踏まえ、内閣機能強化方策

により政と官のありようにどのような変化がもたらされたとお考えか、総理に御所見を伺います。

また、これと同様に、政治主導の明確化のための柱として副大臣制が導入されれば、新体制において、政務官も含め多くの人材が行政に配置されることとなります。

これは、行政に対する政治の主導という趣旨はもとより、政府委員制度廃止とあわせて、議員同士による活発な討議を促す点で国会の活性化にも大変効果的であります。

ただ、一方で、このように多くの政治家が行政府に入ることに伴い、国会の各委員会運営に支障が出ないように、その調和が課題となつてまいります。

また、副大臣がしっかりと機能するために、例えば副大臣会議に十分権能を与えるなど、いろいろ

もと工夫が必要ですが、この点もあわせ、副大臣制についての政府の基本的な御見解を総理に伺います。

明治以来続いてきた中央集権的な省庁体制を今回抜本的に改編するに伴い、規制緩和や地方分権

と一体的に進め、官から民へ、国から地方へとその事務事業を必要性に応じ移しかえつつ、国の組織、定員を減量・効率化していくことにより、行革所期の目標を達成するものと考えます。

しかしながら、再編に伴う大きな特徴として巨大官庁化があり、論議を呼んでおります。確かに、国土交通省や総務省の規模等を見れば、いろ

いろいろな見方が出るのもゆえなしとはいいたしません。

ただ、新体制は、新たな国の行政が担うべき任務を基軸とした編成の結果であり、所管大臣、副大臣等が新たな省内の縦割りの弊害が生じないようしっかりと行政をコントロールしていき、新たな

に設けられる政策評価システムを十分機能させるなど、工夫していくことが肝要に存じますが、総務庁長官に方針を伺います。

また、再編への改革過程である二〇〇〇年度予

算編成がこの夏から始まりますが、これは、再編前の九カ月分予算と再編後三カ月分予算という二段階分割編成で行われると伺っております。

ただ、九カ月分予算については、各省庁の熾烈な予算分捕り合戦により統合後の体制に影響を及ぼそうとする動きが懸念されますので、十二年度

予算の概算要求については、全体を通じて、中央省庁再編後の姿を目指した調整がぜひとも必要であります。新たな省庁においてしっかりと柱を立て、来年度の予算面からも姿、形が見えるように

また、あわせて、再編による予算の効率的執行、すなわち予算面からの再編による経費節減効果も期待いたしますが、大蔵大臣の御所見を伺います。

さて、種々の行革テーマの中で最も国民的関心

が高いと思われる国家公務員の定数削減については、基本法での十年間一〇％から、自民党と自由党との合意を受けて二五％と、さらに大きな目標が設定されております。

に、経済の構造改革のために強く要請されている。規制の廃止、撤廃による中央省庁の業務縮小はもちろんのこと、民営化といったアウトソーシングを積極的に推進し、新規採用の大幅抑制を初め、

考えられる限りのあらゆるスリム化に向けた手だてを講じていかねばなりません。

そこで、この点のように具体化していくの

か、総務庁長官にお伺いいたします。

特に、行政スリム化の切り札としてその導入が期待されている独立行政法人については、各法人の自主的、自律的運用を基本とし、評価委員会がその業績評価を行い、これを受け主務大臣が業務、組織の見直しを行う仕組みが工夫されております。見直しは、各法人の存続、改廃、さらに民営化やその職員身分、定員のあり方も含め、総合的になされるべきと存じます。

また、独立行政法人の運営について自主的に行うこととの関連で、その責任者の選任の仕方、責任の所在を明らかにする必要があるが、民間人の登用の可能性や成績不振の場合の対処方策について、総務庁長官のお考えを伺います。

さらに、行政改革という観点から改革に矮小化してとらえられがちですが、スリム化を実行する上で、行政機関の職員の約六割を占める地方支分部局の整理合理化も重要な課題であります。

今回の減量・効率化計画において、地方建設局と港湾建設局の統合等が示されておりますものの、その大半は二〇〇一年以降の課題として先送りされております。これは、定数削減の正否の可否を握ることはもとより、地方分権とも密接に絡んだ課題でもあることを考えますと、この改革を進めないことには行革の実効性も期待できません。

そこで、地方支分部局の整理合理化について、今後の取り組み方針を総理に伺います。

以上、本法案につきまして伺ってまいりましたが、二十一世紀に向け、我が国経済社会の繁栄へのかけ橋を築くための作業は、まだ緒に付いたばかりであります。この改革が、単なる組織の統合、改編だけでなく、我が国の構造改革をリードし、簡素で効果的な行政推進の実を上げるためにも、総理がなお一層のリーダーシップを発揮されんことを願って、私の代表質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 鹿熊安正議員にお答え申し上げます。

冒頭、私の提唱いたします富国強民の理念と経済戦略会議の答申におきまして二十一世紀の日本の経済社会が目指すべきこととされた第三の道との関係についてのお尋ねがありました。

両者は、日本が本来持つすぐれた点を生かすつ、いわゆるアングロ・アメリカン・モデルでもまたヨーロッパ・モデルでもない日本独自の理念、目標を目指すべきとしている点など、共通する面も多いと考えております。ただ、経済戦略会議の答申では、専ら経済社会のあり方について掘り下げた議論をいたしております。他方、富国強民の理念は、経済の問題を含みつつ、より広範な分野で二十一世紀の日本のあるべき理念を対象としている点で異なる面もございます。

なお、富国強民の理念を念頭に置きまして、二十一世紀日本の構想懇談会を定足させまして、精力的な御議論をいただいておりますことを御紹介させていただきます。

内閣機能の強化といわれる政と官のあり方についてのお尋ねでありました。

発議権の明確化等の内閣機能強化のための措置を実施することによりまして、国会が指名する内閣総理大臣及びその任命する国務大臣により組織される内閣が、国政運営上、行政各部に対する指導性をより一層発揮できる体制が整備されることとなるものと考えています。

副大臣制度についてのお尋ねがありました。副大臣制度は、大きく編成される各府省において政治主導の政策判断が迅速に行われるようにするため導入するものであります。政府といたしましては、副大臣等を十分活用し、主権者たる国民の意思を的確に行政に反映させてまいりたいと考えております。

最後に、地方支分部局の整理合理化についてのお尋ねであります。

中央省庁等改革の推進に関する方針におきまして、当面実施すべき措置として、地方建設局と港湾建設局の統合等、十四事項の実施を決定したところであります。今後、さらに基本法を踏まえ、府省の編成にあわせブロック機関の総合化などの地方支分部局の整理合理化を引き続き検討してまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣太田誠一君登壇、拍手)

○国務大臣(太田誠一君) 鹿熊議員にお答えいたします。

新たな省における大臣等のリーダーシップについてのお尋ねであります。今回の省庁改革におきましては、副大臣及び政務官を設置して大臣の政治的な政策判断を補佐する機能を強化することにより、政治主導の政策判断を迅速に行うことについていたしております。

また、新たに政策評価システムを導入することにより、常に政策の効果を適切に把握することが可能となり、各省大臣のリーダーシップの発揮に資するものと考えております。

これらにより、各省における政治のリーダーシップが確立され、大きく編成された各省がその機能を十分に発揮していくものと考えております。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○国務大臣(宮澤喜一君) 二〇〇〇年度の予算を編成いたしますに当たりまして、最初の九カ月分の予算と後の三カ月分の予算を二段階に編成しなければならぬという、まさにそのとおりでございますが、その編成につきまして留意すべき事項を幾つか御指摘いただきまして、感謝をいたします。

確かにかなり複雑な作業になると思われまが、ただいま、とりあえずその最後の三カ月につきまして、幾つかの官庁が一括になりましたときに、新しい官庁を代表してどの役所から予算要求

をしてもらって、またその折衝をするかというのを一応決めてございます。幹事と申しますか、代表と申しますか、それを決めていただきましたが、それでも一つの予算事項について十二カ月のうちで最初の九カ月と後の三カ月にどのように配分するかというようなことはおのおの役所によって考え方がございますので、そこらのももあわせまして、現在、あり姿の各役所とそれから来年になりましてできます役所の関係とを総合しながら編成をしてまいらなければならないと思っております。

編成に当たりましては、中央官庁改革の趣旨を体しまして、国の行政組織並びに事務事業の運営を簡素効率のなものを心がけてまいりたいと思っております。そして、それによりまして行政のスリム化をこの編成過程で推進したいと考えておりますが、またお気づきのことは御示唆をいただければ幸甚でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 答弁の補足があります。国務大臣太田誠一君登壇、拍手)

(国務大臣太田誠一君登壇、拍手)

○国務大臣(太田誠一君) 大変失礼をいたしました。定員削減についての鹿熊議員のお尋ねでございますが、十年二五％削減の方針につきましては、自民、自由両党の合意を受けて四月二十七日に閣議決定を行ったところであります。政府としては、自連立の合意を尊重し、与党とも密接に連携しつつ、この方針に沿った定員削減を実施してまいり所存でございます。

すなわち、閣議決定にもあるとおり、各府省の定員の少なくとも十年一〇％の計画的削減を進めるとともに、独立行政法人化という行政組織の改革による一層の定員削減を強力に進め、増員の徹底した抑制を図ること等により、二五％純減を目指した定員削減を実現するため最大限努力してまいります。

独立行政法人の見直しの制度についてのお尋ねが

ありました。

独立行政法人の中期目標の期間の終了時の見直しは、民営化、業務の改廃やその職員の身分を含め、当該独立行政法人の業務継続の必要性、組織のあり方など、法人の組織及び業務全般について行い、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしたしております。

また、独立行政法人の役員の任命に当たっては、独立行政法人の運営の責任を十分に果たせるよう、民間人を含め広く人材を集めて適材適所の活用を図ることが肝要と認識しております。役員の職務執行が適当でないため業務の実績が悪化した場合には、その役員の任期途中の解任もあり得る仕組みとなっております。（拍手）

○議長（齋藤十朗君） 寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

○寺崎昭久君 私は、ただいま議題となりました
中央省庁等改革関連法案について、民主党・新緑
風会を代表して、小渕総理並びに関係大臣に質問
いたします。

行政改革は、これまでも政府において幾たびか提唱され、また取り組まれてまいりました。しかし、その取り組みの中で国民が評価したものはごくわずかであり、多くは確固とした実績を残せないうまま終息させ、また新たな行政改革に取り組むということが繰り返されてまいりました。私たちは、この累次の行革の反省に立って、今度こそ抜本的な行政改革を着実かつ迅速に断行し、もって国民の負託にこたえなければならぬと考えております。

改めて指摘するまでもなく、我が国経済の最近の動向は、政策不況のおおりで受けた傷創いまだいえず、依然として個人消費の低迷、設備投資の大幅な減少が続いており、また雇用情勢は、雇用者数が減少し、勤め先や事業の都合、つまり倒産やリストラによる失業者が増加し、この四月の完全失業率は過去最高水準であることが報じられて

おられます。この先、情勢が好転するという確かな兆しも見えません。

そうした中では、仮に中央省庁等改革関連法案が成立したとしても、国民の目には、民間のリストラに比べ中央省庁等の改革はマンマンデーに映り、また、常に雇用不安と背中合わせの民間労働者から見れば、身分の保障されている公務員の存在は羨望嫉妬的に違ひありません。こうした不公平感、不安、不満を放置して、果たして国民の理解と協力のもと行政改革ができるのでしょうか。改革や雇用にかかわる官民格差や不公平感の存在について、総理の認識と対策についてまず承っておきたいと思います。

また、春間、これ以上景氣を悪化させないためには大型補正予算によるてこ入れが必要だという声も決して少なくありませんが、この先の景氣の見通し、及び秋口までに補正予算を組むことについての是非について、総理の見解を伺います。

衆議院でも同僚議員が重ねて指摘しておりますが、この公約は一種のまやかかしではないかと私は疑っております。その理由は、だれよりも総理自身がわかりだと思ひますが、実質的な公務員数の削減は昨年成立した基本法と何ら変わらないまま、独立行政法人化される機関の職員を削減の内数にすることによって、見かけ上の削減割合を一〇%から二五%に引き上げたにすぎないからでございます。

かさ上げされた一五%分はすべて独立行政法人化される機関の職員であり、そのほとんどが公務員の身分を持つ職員でございます。確かに、総定員法上の数は減るかもしれませんが、しかし、法律によって身分が保障される職員を総定員法から外したところで、行政コストの軽減には何らつながらないものであります。これは明らかに詭弁です。憤りを禁じ得ません。この点について、総理の釈明を求めたいと思ひます。

あわせて伺ひますが、二五%削減というのは純減なのでしょいか、あるいは、一方で二五%削減するけれども、他方ではこれは関係なく増員を図るという意図があるのかどうか。昨年の基本法の際の審議ではいま一つあいまいな答弁で終わっていると思ひますので、確認の意味で、総理に再度答弁を求めたいと思ひます。

もう一つの総理の公約は、行政コストの三〇%削減でございます。

これについてもいま一つはっきりしません。衆議院の審議の中で、公共事業のコスト見直しや集中発注などという幾分具体的な例も挙げられましたが、それでもなお十分ではありません。数値目標というものは、他者から見ても、あるいは事後的に評価が可能であるからこそやる気高めるものであつて、評価が不十分であればこれは数値目標の意味をなさないと思ひます。総理の言う行政の生産性向上とは何なのか、具体的にお示しいただきたいと思ひます。

また、総理は、平成十一年度を基準に十年間で

三〇%コストを削減するとおっしゃっています。それならば早急に、この削減の基準となる数値、つまりスタート時点の数値を示す必要があると思ひますが、いつまでに、どのような形で示されるのか、明快に御答弁を願ひます。

次に、行政改革と密接不可分の問題について、総務庁長官に伺ひます。その代表的なものが特殊法人でございます。

特殊法人に種々の問題があることは、政府もこれまでの審議の中でお認めになつていと思ひます。特殊法人に対して特別会計や財政投融資という比較的透明性の低いシステムを通じて多額の資金が流れ込んでおり、この実態がどうなつていのかはつきりしないところがあります。

また、先般の総務庁の調査で指摘された経営状態の極度に悪い特殊法人、例えば本州四国連絡橋公団などは一刻も早く手当てをしなければ、多額の税金をまたぎ込むことになりかねません。その他、問題点は枚挙にいとまがありません。特殊法人の問題点の深淵はどこにあるのか、改革について今後どのように説明、改革を進めていくのか、お伺ひしたいと思ひます。

次に、特殊法人を支える財政投融資について、総理にお伺ひいたします。

財政投融資については、今回の改革で自主運用に転換されるとなつておりますけれども、改革はそれっきりです。その他は何も盛り込まれておりません。今述べた経営状態の非常に悪い特殊法人に投じられた財政投融資資金の健全性、ただでさえ不透明な財政投融資制度の中でもさらに実態が見えない短期運用の問題、さらには甚間うわさされている貯蓄資金の大量流出など、問題点は数え切れないほどあります。

一方で、政府の一般会計も自治体財政も財政投融資資金なしでは支えられないのが実態でございます。引くも地獄、進むも地獄、そういう状態にある財政投融資制度の問題点についてどのように把握され、今後どのように改革を進めていくつもりなのか、お伺ひいたします。

りなのか、お伺ひいたします。

これもまた、特殊法人と密接に関連する天下り問題について、総務庁長官に伺ひます。

現在の公務員制度のひずみである天下りが、さらに行政制度全体をゆがめているようにも見えます。これに関する今後の改革の指針をどのように定めていくつもりなのでしょうか。

最後に、再度総理に伺ひます。

この法案の審議は、ある意味で二十一世紀の日本のあり方、国の形を決める重要な審議であり、また、精力的に審議を進めるにしてもかなり時間を要する膨大な分量の法案を対象としております。したがつて、この法案に含まれるいろいろな疑問点を明らかにし、国民の理解と協力を得ていくためには、慎重の上にも慎重な審議がぜひ必要であると思ひます。

政府として、このような立法院の意思に誠実にこたえる用意があるのかどうか、総理の答弁を求めまして、私の代表質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 寺崎昭久議員にお答え申し上げます。

民間のリストラと比較しての御指摘がございました。民間におきまして必死の努力が行われていることは承知をいたしております。国は必要とされる行政サービスを継続して提供していくことが求められるなど、必ずしも民間と同様に論ずることはできませんが、官民の役割の見直し、地方分権の推進等によりまして国の果たす役割を重点化し、簡素で効率的な行政を実現するよう努めてまいります。

我が国の今後の景気及び補正予算についてのお尋ねがありました。

現下の我が国経済は、各種の政策効果に下支えされて下げどまり、おおむね横ばいで推移いたしております。昨日公表されました本年一―三ヶ月の実質国内総生産、GDP速報値も前期比プラス

一・九となったところであります。

政府といたしましては、十一年度予算の着実な執行に努めているところであり、今後はその効果も本格的にあらわれてくることが期待されます。

さらに、本日、緊急雇用対策及び産業競争力強化対策を取りまとめました。現在の深刻な雇用情勢に対する対応を初め、できるものから速やかに実施していく考えであります。

補正予算につきましては、今後検討していく課題ではありますが、特に早急に手当てを要するものにつきましては、その中身等を鋭意詰めていかなければならないと考えておるところでございます。

次に、富国強徳と今回の改革の関係についてお尋ねがありました。

私は、二十一世紀におきまして日本のあるべき姿として、経済的な富に加え、品格ある国家、徳のある国家となつて、いわば物と心のバランスのとれた国、すなわち富国強徳の国家として世界のモデルになるように目指したいと考えております。

そうした意味合いにおきまして、今回の行政改革の推進により目指そうとしている自由かつ公正な社会ということとは、富国強徳の国家と同じ方向を目指しているものと考えております。

私といたしましては、国政の最重要課題として、また、二十一世紀に向けた我が国経済社会の繁栄へのかけ橋として、行政改革に今後とも積極的に取り組む、その推進のため全力を尽くしてまいるのであります。

省庁再編と官僚機能の変化についてお尋ねがありました。

今回の中央省庁等改革によりまして、国の行政組織は、本来果たすべき役割を重点的に担う簡素で効率的なものとしたといたします。あわせて、内閣機能の強化等、政治主導の迅速な政治判断を可能にし、政治家と官僚とがそれぞれあるべき役割を分担し合うことによつて、国民の期待にこたえられ

内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、農林水産省設置法案、厚生労働省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央官庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

る行政となるよう努力してまいります。

行政改革の手続についてお尋ねがありました。中央官庁等改革関連法案に盛り込んだ事項だけでなく、規制緩和や特殊法人の整理合理化といった課題への取り組みも重要な課題と考えており、それらを総合的かつ計画的に推進しておるところであります。

規制緩和につきましては、去る三月に改定いたしました規制緩和推進三カ年計画を着実に実施に移していくとともに、本日の産業構造転換・雇用対策本部におきまして、新たな雇用の創出、産業競争力の強化の観点から、具体的な措置や方針を決定いたしましたところであります。

特殊法人につきましては、今国会に統廃合関連法案を提出するなど、その整理合理化、運用改善に取り組んでおるところでありまして、今後とも累次の閣議決定等を踏まえた整理合理化を推進するとともに、特殊法人の独立行政法人化等の可否を含め、ふさわしい組織形態及び業務内容となるよう検討を進めてまいり所存でございます。

国の財政の健全化の見通しについてお尋ねがありました。私は、将来世代のことを考えますと、財政構造改革という大変重い課題を背負っておると痛感いたしました。今回の中央官庁等の改革におきましても、国の事務及び事業の減量・効率化等のための措置を講ずることとしておりまして、いずれにせよ、財政構造改革につきましては、経済が回復軌道に乗った段階におきまして、財政・税制上の諸課題につき中長期的視点から幅広くしっかりとした検討を行わなければならないと考えておるところであります。

公務員の定員削減についてお尋ねがありました。が、十年二五％削減につきましては、自連立の合意を尊重いたしまして、この方針に沿った定員削減を実施してまいり所存であり、このため、各府省の定員の少なくとも十年一〇％の計画的削減を進めるとともに、独立行政法人化による一層の

定員削減を強力に進め、増員の徹底した抑制を図ること等により、二五％純減を目指した定員削減を実現するため最大限努力してまいります。

なお、各府省から当該部門を切り離して自律的、自発的な業務運営等を図る独立行政法人への移行分は、行政機関の定員の削減となるものであります。

行政コスト削減についてお尋ねですが、これは、私が、行政の生産性向上に全庁挙げて取り組むための政策イニシアチブとして掲げたものでありまして、中央官庁が所掌するあらゆる行政を効率的に執行することによりまして、行政の生産性を向上させることを目的とするものであります。

具体的には、去る四月二十七日に閣議決定されました「行政コスト削減に関する取組方針」におきまして、各省庁が所掌する行政分野ごとに、時間、人員、経費等のさまざまな指標により計測される行政コストを平成十一年度から十年間に三〇％削減することを目標といたしております。各省庁は、今後、この方針に従い、行政コスト削減に積極的かつ計画的に取り組むこととしており、その進捗状況を見きわめつつ、二〇〇一年の中央官庁再編による新たな体制の中で改めてどのような削減できるかを再点検するなど、行政コスト全体について見直しを常時図りながら、この目標を達成できるよう最大限努力してまいります。

次に、財政投融資制度の問題及びその改革の進め方についてお尋ねがありました。財政投融資制度につきましては、特殊法人等の肥大化や非効率の原因となつてゐる等の指摘があったところであり、昨年六月に成立をいたしました中央官庁等改革基本法におきまして、郵便貯金及び年金積立金の預託の廃止、市場原理ののちとした資金調達、新たな機能にふさわしい仕組みの構築等を内容とする抜本的改革を実施することとされております。

財政投融資は、有価資金を用いて国の各般の施策を効率的、効果的に実現する仕組みであり、二十一世紀におきましても重要な役割を果たすシステムであると考えており、その機能を有効に發揮するために同法に規定された抜本的改革を実施し、今後とも真に必要な施策に適切に活用してまいりたいと考えております。

最後に、法案審議に対する政府の対応についてお尋ねがありました。中央官庁等改革関連法律案は、二十一世紀の我が国に最もふさわしいと考えられる中央官庁の姿を示したものであり、この法案に基づく新たな体制への移行を実現することが極めて重要であると考へております。

何とぞ、御審議の上、速やかに成立させていたいただきたいと考えております。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

（国務大臣太田誠一君登壇、拍手）
○国務大臣（太田誠一君） 寺崎議員にお答えをいたします。

特殊法人についてのお尋ねであります。特殊法人については、従来から、業務、組織の肥大化を防止する事後評価の問題、業務運営の不透明性の問題、過度の関与など主務省庁との関係の問題などの指摘がなされてきておりました。このため、その整理合理化、運用改善に取り組んでまいり所存でございます。

政府としては、今後とも累次の閣議決定等を踏まえた整理合理化を推進するとともに、御提案されている独立行政法人通則法案が特殊法人について指摘されてきた問題点を念頭に置いて立案されたものであることから、特殊法人の独立行政法人化等の可否を含め、ふさわしい組織形態及び業務内容となるよう検討を進めてまいり所存でございます。

いわゆる天下りの問題についてのお尋ねであります。この問題は、行政に対する国民の信頼確保の観点から、行政改革の一環として重要な課題

と認識しております。

このため、本年四月の「中央官庁等改革の推進に関する方針」において、公務における在職期間の長期化及び再就職の透明化に関する具体的方策を盛り込んでおるところであります。政府といたしましては、この方針に沿って必要な改革を実施してまいります。（拍手）

○議長（斎藤十朗君） 弘友和夫君。
（弘友和夫君登壇、拍手）

○弘友和夫君 私は、公明党を代表いたしました。ただいま議題となりました中央官庁等改革関連十七法案につきまして、総理並びに関係大臣に質問させていただきます。

今、日本は、あの明治維新や第二次大戦の敗戦時に匹敵する時代の大きな転換期を迎えています。この大転換のときに当たり、行政改革、財政構造改革、経済構造改革、金融システム改革、社会保障改革、教育改革等々とあらゆる分野にわたって改革をなし得なかったならば、また十分な政策を打ち出すことができなかったならば、日本は衰亡の一途をたどることは目に見えています。

こうした危機感に立った上で、行政のあり方も変えていかなくてはならないのであります。中央官庁も組織を変え、また、スリム化して中央集権から地方分権の方向へ向かわなくてはならないという意味で、それに基づいて今回の中央官庁等改革関連法案や地方分権一括法案提出への運びとなったと思ひます。

私は、こうした制度の改革はもろもろ具体的な施策として当然必要なことでありますが、まず、その前提となる二十一世紀の日本のあるべき姿、形、どういふ国をつくるのか、またつくらなければならないかという確固たる理念、哲学があるのか、グラッドデザインがあるのか、小淵総理はど

ういふ日本をつくらうとするのかということが重要であると思ひます。総理は、先ほど論議もございましたけれども、

例えば、富国とは何か。戦前は富国強兵というスローガンがありました。が、それと同じ富国なのか。また、戦後復興のため経済第一主義で参りましたけれども、それと同じ富国なのであります。富国強兵の結果は敗戦であり、経済第一主義で国や企業が富んだ結果がバブル崩壊となつたわけであります。私は、これらの功罪をしっかりと見据えた上で、富国の国とは国民が富むという富国でなければならぬと考えます。また、有徳について、小渕総理は他の国々から尊敬され得る国を目指す」と答弁されましたけれども、それではどうすれば尊敬に値する国になるのかということとが示されていません。

言葉だけの富國有徳ではなく、総理の考える二十一世紀のあるべき日本の姿、形を明確に指し示し、それに向かって具体的な道筋を明らかにすべきと考えますが、いかがででしょうか。

また、総理のもとにこの三月、二十一世紀日本の構想懇談会が設置されました。河合肇雄氏を初め日本を代表する有識者の方々がメンバーになっていますけれども、この構想のまとめはこしこの秋ごろだと伺っています。では、そのときに、行政のあり方、中央省庁や地方分権についての考え方が示され、今回の法案と異なる考えが示された場合、いま一度中央省庁の再再編ができるのでしょうか。

私は本来、先に二十一世紀日本の構想懇談会
があつて、それを受けての改革があるべきであ
るべきと考へます。今のままでいけば、せつか
くの二十一世紀日本の構想にすばらしいグラ
ンドデザインが描かれたとしても、絵にかいた
もちになるのではないでしようか。あの大平
総理のときにも、二百人の方が長時間かけて
大平総理の政策研究会報告書をまとめていま
すけれども、それがどれほど実行されたのかとい
ふことであります。

私ども公明党は、結党以来、中道政治を標榜してまいりました。中道とは右と左の真ん中ということではありません。中道政治とは道にあたる政治ということであり、生命の尊厳と人間性の尊重に立脚するヒューマニズムの政治であります。

これまで日本の政治において権力奪取のパワーゲームが繰り返されてきましたけれども、権力奪取そのものが目的化された嫌があります。私どもも公明党は、権力とは民衆の幸福と平和という理想社会実現のための手段であり道具であると考えます。政治のあり方として、権力観の転換を図る必要があります。政治が来ているのではないのでしょうか。大変僭越ではありますけれども、総理も、政権維持そのものも、はありますけれども、国家国民のために全力を尽くす、が目的でなく、国家国民のために全力を尽くす、その結果に政権がついてくると考えるべきだと思いますけれども、総理の権力観、政権観について御所見を伺います。

また、行政は国民の福祉等に寄与するためにつづられ権限を与えられたものです。堺屋経企庁長が著書の中で述べられているように、本来の目的が組織自体の目的のために変容し、組織をつつた目的が否定されることもしばしば見られるところであります。今回のこの中央省庁等改革閣議決定法案の中身で、中央省庁が果たして本来の組織目的にかなうものになるのでありましょうか。堺屋経企庁長はどう考えられるか、お伺いいたします。

今回、政策評価制度が初めて導入されたことは、歩前進であると思いますが、まだまだ内閣的には不十分です。既に米国では政府実施結果に基づき、G P R Aを制定し一定の効果を上げております。よく紹介される沿岸警備隊の例を見ますと、事故発生危険性を二％下げたための目標を立て

そうした意味で、政策評価を充実強化する根拠法となる仮称行政評価法を早急に制定する必要があると考えますけれども、総理及び総務庁長官の御所見をお伺いいたします。

次に、省庁再編にあわせて、内閣機能強化措置が盛り込まれ、内閣府の中に経済財政諮問会議が設置されます。新設の趣旨を貫徹させるためには、各省庁が会議の意見を最大限尊重するということ、また、尊重義務規定を盛り込むことが必要であると考えますけれども、総理及び総務庁長官のお考えをお示し願います。

我が党は、環境省への林野庁統合を主張してまいりましたけれども、今後の環境行政において国立公園内における国有林野等の取り扱いや自然保護行政の一本化、体制強化をどのように進めていくのか、また、省へ移行しても定員は千五百人と全く変わらないわけでございます。これでは、総理の環境行政に取り組む姿勢が問われると思えますけれども、総理の定員の増員についての決意をお伺いいたします。とともに、環境庁長官のお考えも伺います。

二十一世紀まであと一年半となりました。二〇〇一年は単なる二十一世紀の始まりであるだけではなく、二〇〇一年から三〇〇〇年までの第三の千年の壮大なスタートとなる年であります。新世紀、第三の千年を迎えるまでわずかな期間ですが、その間にどれだけの改革ができるかが勝負であり、次の千年の日本を決すると言っても過言ではありません。最後に、総理の改革にかける御決

まず、二十一世紀のあるべき日本の姿についてお尋ねがございました。

私は、就任以来、二十一世紀において日本のあるべき姿として、いわゆる経済的な富に加えて、品格ある国家、徳のある国家を目指し、いわば物と心のバランスのとれた国、すなわち富国強徳の国家としての世界のモデルになるよう目指したいとの考えを折に触れて申し上げてまいりました。

そうした私の基本的考え方に立ちまして、去る三月末、二十一世紀日本の構想懇談会を設けまして、有識者の方々に二十一世紀の日本のあるべき姿について検討を進めていただいておりますのであります。さらに、先般、五つのテーマ別に分科会を設け、掘り下げて検討を進めていただいておりますところでございます。

二十世紀日本の構想懇談会と関連いたしました。中央省庁の再再編についてお尋ねがございました。

今回の中央省庁等の改革は、国際化や少子高齢化など、経済社会情勢が激変する中で、国民の期待にこたえるべく、戦後五十年を経て時代に合わなくなってきた行政システムを抜本的に改めるものであると考えております。行政のあり方につきましては、今後とも、国際情勢や国民のニーズ等を踏まえ、時代時代に応じて不断に見直していくべきものと考えております。

経済戦略会議答申に対する各省庁の検討についてお尋ねがありました。

今後検討するものにつきましては、関係審議会等において既に検討を始めているものも多く、実現が難しいとされるものにつきましても、一つの問題提起として受けとめ、より掘り下げた検討を続けることとしておりますが、さらなる検討

弘友議員から公明党の立場として、権力とは民衆の幸福と平和という理想社会実現のための手段であり道具であるとお考えを御披露された上、私の権力観、政権観についてお尋ねがありました。

行政評価法の制定についての御指摘であります。が、国家行政組織法の改正法案等におきまして、各府省がみずから政策を評価することを新たに規定いたしましたところであります。まずはこのシステムの構築を進めまして、これを着実に実施していくことが重要であると認識いたしております。中央省庁再編後、各府省における実施状況を踏まえ、速やかに法制定の実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

環境行政についてお尋ねがありました。環境省設置法案では、森林及び緑地の保全に関する環境保全の観点からの基準、計画の策定等を所掌事務に位置づける等、適切な機能を発揮できるように所要の規定を設けております。現下の諸情勢を踏まえ、今後、林野行政と環境行政、特に国立公園など自然保護行政との関係につきましては、特に機能分担ができるよう努めてまいりたいと考えております。

八
に

あわせて、環境省の増員についてのお尋ねがあ

最後、徴拵振のとき、二〇〇一年は、第三の千年紀、二十一世紀の始まりばかりでなく、新たなミレニアムの出発点となる年でもあります。その意味で新体制への移行開始は二〇〇一年一月を予定いたしましたおりまして、中央省庁等改革関連法律案におきまして、二十一世紀の我が国にふさわしい中央省庁の姿をお示しいたしております。

〔國務大臣太田誠一君登壇、拍手〕
大臣（太田誠一君） 弘友議員にお
す。

行政評価法を早急に制定すべきではないかとの御指摘であります。これについては、まず、国家行政組織法改正法案等の法律や中央省庁等改革の推進に関する方針に基づきまして、全政府的に厳正で客観的な政策評価を行うためのシステムの構築を進め、これを着実に実施していくことが重要であると認識しております。中央省庁再編後、各府省の政策評価の実施状況を分析検討し、速やかに法制定の実現に向けた検討をしてまいりる所存でございます。

経済財政諮問会議についてのお尋ねであります
が、この会議は、経済財政政策に関して内閣総理

して内閣府に設置される機関であります。内閣総理大臣を議長とし、関係国務大臣、民間有識者等の合議により調査、審議し、必要な意見を述べるための重要政策に関する会議の一つであります。

この会議の答申や意見は、内閣総理大臣が重要政策に関する方針と見做して閣議において発議することになります。附議と見做して閣議に附議することになります。

とによりまして、閣議決定を経て内閣の方針となるものであります。尊重されるべきことは当然のことであります。しかしながら、最終的な政策決定はあくまでも内閣の責任で閣議で行われるものでございます。したがって、法律上は尊重義務を規定しておりません。(拍手)

〔国務大臣堺屋太一 君登壇、拍手〕

（國務大臣（増尾大一）） 弘友議員から中央省庁等改革関連法律案の組織論的な評価についてお尋ねがございました。

今回の行政改革の最大のねらいは、これまでの官僚主導の社会とは逆に、国民に選ばれた政治のリーダーシップによって消費者主権の社会をつくることであります。

これまでの日本は、官僚が外国の先例を調べて

最良と思われる基準、規格を定めまして、各業界が協調してこれを国民に提供するという仕組みになっておりました。この仕組みは、外国に進んだ

先例がございまして、それに追いつくことが目的であった時代には大変有効に動いておりましたが、今やそうではございません。これからの日本に必要なのは、民間が多様な知恵を絞って自由に市場に参入し、競争をして、公開された情報によって消費者が選ぶような社会をつくることであると思います。こうした方向に沿って、中央省庁等改革関連法律案がつくれ、最も早い時期に今国会に上程されたことは、私の予想の中でも最善のコースであり、正直感心しているぐらいであります。組織論的に申しますと、ここで省庁を再編成することは、新しい構成にすることは、いわば一種

す。もちろん、でき上がった官僚機構がそれ自体の増殖と権限を広げる組織自体の目的に独走するおそれがありますが、今回の法律では、総理大臣の指導力、それを支える内閣府の機能を高めており、組織論的には十分な歯とめがあると考えております。こうした点でも現状よりは大きな前進と

○國務大臣(眞鍋賢二君) 弘友和夫議員から力強い御質問をいただき、ありがとうございました。いよいよ、環境庁は環境省に二〇〇一年から昇格いたしますわけでありますけれども、環境省は、ダイオキシン・環境ホルモン問題を初め、廃棄物やオゾン層の問題、環境と健康問題、環境と生活問題、環境と文化問題など、二〇〇一年から二〇〇二年にかけて、環境省の所管となる問題が非常に多いと見られております。御話しを伺っています次第であります。(拍手)

このため、政府全体の中で必要なところには適切な人員配置が行われるべきとの考えに立って、必要な組織、定員等体制の充実強化を求めています。

また、御指摘の森林保全の取り扱いについては、環境省が共同で所管することとしており、自然環境の保全の観点からの機能を十分に発揮して

まいりたいと思います。
よろしく願ひいたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 吉川春子君。

〔吉川春子君登壇、拍手〕

○吉川春子君　私は、日本共産党を代表して、中央省庁再編関連十七法案について、総理に質問します。

　本法案のもとになった行革会議の最終報告は、今回の改革は行政の改革であると同時に、この国を形づくっている国民自身のあり方にかかわるものであり、この国の形を再構築することこそ今回の

の行政改革の目的であるとしています。

二十一世紀に向けて、この国の形はいかにあるべきか。その姿は日本国憲法に示されているように、政府の行為によって再び戦争の惨禍をこうむることがないようにするための平和な国、健康で文化的な最低限度の生活を保障する国、そして何よりも国民が主人公の立場があらゆる分野で貫かれる国、これこそが国民の求めるこの国の形ではありませんか。

自由党の小沢党首は、最近の雑誌でまたもや、憲法があるから武力行使ができないし、集団的自衛権の行使もできないと政府は言っている、そう言いながら、艦船の海上封鎖に参加するとか、戦っている米軍を後方支援するのだと自衛隊の軍事行動範囲を拡大しようとしている、これは戦争そのものの参加だと言ひ、現実に対応できない憲法を抱えているのは全くばかげていると述べておられます。総理も小沢氏と同じ国の形を目指しているのですか。答弁を求めます。

そもそも中央省庁の再編は、橋本六次改革の一つとして位置づけられ、行政改革によって国民が笑顔で生き生きと暮らせる社会を目指す政府は宣伝してきました。しかし、実態はどうでしょう。国民はどう見ているのでしょうか。

総理府が一九七一年以降毎年行っている「日本の向かっていう方向」というアンケートの結果を見ますと、よい方向に向かっていると答える人はこの十年間減り続け、九七年十二月にはわずか一二・六％です。逆に、悪い方向に向かっていると答えた人が七二％に上っています。総理、あなたには現状を何とかしてほしいという国民の悲鳴が聞こえないのですか。

さきに述べた最終報告は、新たな中央省庁のあり方として、行政のスリム化、重点化のため民間でできるものは民間にゆだねることをうたっていますが、本法案に盛り込まれたスリム化とは、国民生活関連分野のスリム化であり、重点化とは、大企業・ゼネコン本位の行政への重点化となっている

と言わなければなりません。

新しく導入される独立行政法人制度は、国民の福祉や医療、教育など、国民生活部門を徹底的にスリム化する中心をなすものです。この制度のねらいは、衆議院の審議の中で明らかにしたように、一定期間後法人組織の改編や廃止することにあるではありませんか。つまり、独立行政法人は、民営化が廃止の第一歩であります。

その対象とされている国立病院・療養所についていえば、採算優先の運営が一層追求され、地方自治体や民間では担うことのできない医療は国として行うと言ひながら、不採算医療、離島僻地医療を切り離していくことになるのではありませんか。

また、国立試験研究機関は、高い公共性、中立性、長期的かつ広域的な視点を保障する研究環境のもとで、科学技術の向上に大きな貢献をしているのです。農林水産省の農業研究センターは、二十年以上の研究で世界で初めてもち性小麦を開発しました。三年から五年という短期的評価、また、効率化と採算優先のもとではこうした研究は成り立たないのではありませんか。

厚生労働省の設置についていえば、これは歴史を五十年以上遡戻りさせるものです。一九四七年、敗戦直後、失業者が一千万、完全失業者百五十万人のもと、労働行政の一元化をうたって厚生省から労働省を分離したのです。これは憲法の生存権、労働権の保障のための措置であります。

今日もまさに三百四十二万人の完全失業者、男性の失業率五％という最悪の状況のもとで、労働省の雇用確保、職業安定の事務事業はますます重要性を増しています。一方、厚生省は介護保険、年金問題など、たくさんの緊急課題を抱えており、労働省と厚生省の重要性は増す一方ではありませんか。

労働省の中核的役割を果たしてきた労政局を廃止するのはなぜですか。

次に、公共事業の抜本的な見直し、むだな事業の削減が重要な政治課題になっているときに、これにメスを入れるどころか、逆に公共事業の約八割を集中させる巨大官庁、国土交通省の設置がなぜ必要なのですか。国民の生存の権利まで脅かす行政のスリム化を行ひながら、超大型プロジェクトの推進でゼネコン、大企業などに専ら奉仕する仕組みを一層強めようというのですか。

続いて、内閣機能の強化について伺います。第一は、危機管理を重要な柱にした内閣機能の強化、内閣総理大臣の権限強化が明記されていることについてです。

もともとの省庁再編の提案者である橋本前総理は、危機管理について、国防に関する事項や大規模災害を含むすべての事項が対象と言ひていますが、この中には周辺事態法に基づく周辺事態への対応が含まれるのですか。

周辺事態法は、周辺事態の認定を初め、あらゆる問題を政府に白紙委任しています。内閣総理大臣のトップダウン政治によって周辺事態法の発動が政府の一部にゆだねられることは明白です。総理、そうでないと言ひるのですか。アメリカの戦争に加担、協力する重大問題ですから、明確な答弁を求めます。

第二は、副大臣、政務官が新設され、国会議員が合計七十人も政府のポストにつくことについてです。副大臣、政務官は、内閣総理大臣を補佐するため、議院の会議または委員会に出席し、答弁を行います。同時に、自合意では、国会の所属委員会の委員とするとし、理事になることも排除していません。これでは、政府提出の法案を政府側のメンバーが審議し成立させることになり、立法と行政の境目があいまいになってしまうのではありませんか。また、国会の委員会が政府側で答弁する人がその委員会の委員や理事も務めるとすれば、どうして国会が行政のチェック機能を果たすことができるのでしょうか。国会の行政を監督する力を弱めることになるのではありませんか。はっきり答弁してください。

第三は、内閣府に設置される経済財政諮問会議についてです。

内閣総理大臣が会議の議長となり、官房長官、経済財政政策担当大臣などに加え、四名の有識者を総理が民間から任命することとしています。内容について閣議決定を経るとはいうものの、事実上この会議で予算編成方針、財政計画などの国家の重要方針、政策が決定されてしまいます。このような諮問会議に重要な政策決定権を与えることは、内閣が連帯して国会に責任を負うという原則をあいまいにし、ゆがめることにはなりませんか。

この経済財政諮問会議のモデルになったのは、ほかならぬこの省庁再編関連法案のもとになった最終報告をまとめた行革会議です。内閣総理大臣を会長に、総務庁長官、民間から財界の代表、マスコミ、学者など十三人のメンバーで、今指摘したような国民権性、大企業・ゼネコン率仕の行革方針をつくりました。この重要政策の作成に国民の代表機関、国権の最高機関たる国会は事前の相談にあずかっていません。これは国民主権の原則の著しい軽視です。本法案の経済財政諮問会議はこの轍を踏むものではありませんか。しっかりと答えてください。

憲法の基本理念である国民主権、平和、基本的人権、生存権の保障こそ中央省庁再編の目的であるべきことを強調して、質問を終わります。

(拍手)
〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕
○国務大臣(小淵恵三君) 吉川春子議員にお答え申し上げます。この国の形についてのお尋ねでありました。行政改革最終報告にありますように、日本

内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業法の一部を改正する法律案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、(総論説明)

の手法でもなく、だれもが、いつでも、どこでも必要なサービスを受けることができるような人間の権利性を明確にした創造的福祉社会の実現が図られるべきと考えます。

その場合、公的責任の明確化はもちろんのこと、サービス提供は行政が一元的に行うのではなく、NPOなども役割を果たし、同時に地域において人々が支え合う参加・分権・連帯型の社会づくりが必要であります。このような分野こそ最優先で充実を図るべきです。

さらに、性別役割分業や大量生産、大量消費、大量廃棄に基づく経済社会構造を、男女平等社会、資源循環型社会に転換していくことが必要であります。

二十一世紀の我が国にふさわしい中央省庁の具体的な姿は、このような理念に基づき、国民とのパートナーシップを基本としたものであるべきです。

総理、今般の中央省庁等の改革は、参加・分権・連帯型の社会づくりに資するものでなければならぬと考えますが、明確な御答弁をお聞かせいただきたいと思ひます。

さて、二十一世紀は人権の世紀としなければなりません。そのためには、理念だけではなく、あらゆる差別の撤廃を目指した人権行政の展開、とりわけ人権侵害の被害救済や人権教育・啓発、行政に対するチェック機能の確立に向けた具体的な取り組みが必要であります。そのためには、高い独立性と第三者性を確保した新たな機関の確立が不可欠であると考えますが、総理の御見解を伺います。

また、男女平等社会を実現するためには、政治、経済、社会のあらゆる分野のあり方の見直しが必要であり、すべての省庁にわたる取り組みが求められております。内閣府設置法案では、内閣府に調査及び監視機能を持つ男女共同参画会議が設置され、また、閣議決定された中央省庁等改革の推進に関する方針では、男女共同参画局の設置

が示されています。これらについて大いに評価するものであります。しかし、推進体制には十分な人員と予算の裏づけが不可欠であり、この際、専任の担当大臣を置くべきであると考えます。総理の御決意と具体策を明確にお示しください。

環境省の創設についてお尋ねいたします。わずかに千人数で発足する環境省は、屹立する巨大省の谷間でひととき小さいのであります。環境省がその本来の目的を的確に達成できるよう、環境省に環境関係行政の統合一元化を行い、体制強化を図るべきであります。具体的には、水道行政については一元化を図り、環境省の所管とすることも必要であると考えます。総理の御所見をお聞きたいと思ひます。

また、環境省が国土交通省などの巨大省を初めとする各省庁をチェックし、環境保全のための主導権を発揮するためには、人的にも予算的にも強力な基盤を整えることが不可欠であります。総理の御決意をお聞かせください。

定員削減についてお尋ねいたします。我が国の人口千人当たりの公務員数は、アメリカやイギリスの約半数、フランスの約四割であり、我が国の公務員数は欧米諸国と比べ少ないのが実情であります。

今後十年間で四分の一の国家公務員を削減するという方針では、行政サービスの低下が憂慮されます。無定見な大幅人員削減計画は撤回すべきです。国民向けのパフォーマンスとして、行政改革を単なる人減らしに矮小化することは断じて許されません。このことについて総務庁長官に説明を求めます。

さらに、行政改革は一方で公務員の雇用・労働条件の向上を図るものでなければなりません。定員削減に当たっては、いささかの雇用不安があってもはなりませんし、労働条件の向上も重要であります。これらが保障されなければ、国家公務員全体の士気が低下することは必至であります。万全の配慮が必要であると考えますが、総務庁長官、い

かがお考えでございましょうか。

次に、副大臣制度の導入に当たっては、族議員の量産、利権政治の拡大が懸念されております。政治家の土壌を今度こそ根絶しなければなりません。政治家みずから高いモラルを示さなければ、信頼される行政改革にはなりません。国会議員等のあつせん利得行為の処罰の法制化等、政治倫理の確立と政治腐敗防止の実現が緊急の課題であると考えますが、総理はどのように対処されるのでございましょうか。

行政改革には誠実かつ不断に取り組まなければなりません。行政機関の再編成の具体化に当たっては、我が国を取り巻く経済、社会、国民生活の変化に柔軟に対応することが求められます。また、国から地方への分権や、官から民への役割分担の見直し、情報公開の進展などによる情勢変化等を踏まえ、適宜見直しを行っていくべきであります。総理の御所見をお伺いいたします。

最後に、国民本位の行政改革に資する実りある議論が本院において行われることを期待し、社会民主党もそのために全力を尽くすことを申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 清水澄子議員にお答え申し上げます。

まず、中央省庁改革の理念、目的に関するお尋ねでありましたが、今回の改革は、内外の主要課題や諸情勢に機敏に対応できますよう、行政システムを抜本的に改め、官民の役割分担の見直しや規制緩和、地方分権を推進し、透明な政府の実現や行政のスリム化、効率化を図ることにより、戦後の社会経済構造の転換を促し、自由かつ公正な社会の形成を目指すものであります。

人権行政についてお尋ねでありました。人権擁護は政府・内閣全体として取り組むべき課題でありまして、その充実強化につきましては中央省庁等改革基本法でも特に明記されているところでありまして、人権教育・啓発、人権救済制度

のあり方につきましては、現在、人権擁護推進審議会におきまして調査、審議がなされており、その結果も踏まえ慎重に検討してまいりたいと思ひます。

男女共同参画についてのお尋ねでありました。内閣府に男女共同参画会議を設置するとともに、私みずからの決断により新たな男女共同参画を担当する局を設けることとし、その任務を遂行するにふさわしい強力な推進体制とすべく検討いたしております。

なお、担当大臣につきましては、この問題が内閣として取り組むべき国政上の重要課題であることにかんがみ、現在、内閣のなかめでありまして内閣官房長官を指名しております。今後とも、同長官のもと、男女共同参画社会の実現を強力に推進してまいります。

環境省についてお尋ねがありました。環境行政の全般にわたる適切な機能を発揮することができるよう所要の規定を設けており、新たに付与される事務事業を含め、適切にこれを担い得るものとなるよう、組織、定員等の充実強化を図ってまいります。

水道行政につきましては、改めて検討を行いました結果、基本法の規定に従い厚生労働省の所掌としたものであります。

国会議員によるあつせん利得行為の処罰等、政治倫理の確立、政治腐敗防止の実現についてお尋ねでありましたが、政治倫理のための措置につきましては、かねて自由民主党等におきましても議論が行われてきたものと承知をいたしてあります。

政府としては、各党各会派で十分御議論いただくことが基本であると考えており、その結果をも踏まえ適切に対処してまいりたいと考えております。

最後に、情勢変化を踏まえた見直しについてのお尋ねがありました。

これから地方分権一括法の審議もこの参議院に

おいて始まります。機関委任事務の廃止などによる成果を期待するところでありますが、最も重要なポイントである権限や財源の移譲については、なお多くの課題を残しているとも指摘されているところでもあります。

今回の改革は、枠組みの改革であり、十分とは言えないものの、内閣機能の強化など、確実に行革への第一歩を踏み出したものとそれなりに評価したいと思えます。しかし、これはいわば行政改革という階段の踊り場によりやくたどり着いたようなものであり、決して頂上をきわめたわけでは

量的な改革は言うに及ばず、大蔵省改革を初めとして、質的な改革の面でもさらに一段上に上がり続けなければならぬ、今後も絶えず改革は続けていくべきものと考えますが、最後に総理の御見解を伺って、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)
○国務大臣小淵恵三君 水野誠一議員にお答え申し上げます。

まず、お尋ねの巨大官庁の出現への危惧、単なる数合わせではないかと御指摘でありました。

今回の省庁の再編は、中央省庁等改革基本法の規定に基づき、内外の主要な行政課題に対し総合的に政策を展開できるよう行政目的別に大きくくりするものでありまして、地方分権の推進や地方支分部局の長への権限の委任などによりまして、御懸念のようなことの事態は生じないものと考えております。

中央省庁等改革の効果、変化についてお尋ねでありましたが、行政における政治主導を確立し、内外の主要課題や諸情勢に対応できるよう、行政システムを抜本的に改めるとともに、透明な政府の実現や行政のスリム化、効率化が図られるものと考えております。

また、地方分権におきまして、国と地方公共団体の役割を明確化し、国の関与を必要最小限にすることにより、国、地方を通じた行政の簡素効率

化が図られるものと考えております。

財政と金融の分離等に関する問題についてお尋ねでありましたが、本件につきましては政党間協議の経緯等も踏まえながら法案化を行ったものであります。

いずれにしても、行政改革は国政の最重要課題の一つとして、また、二十一世紀に向けた我が国経済社会の繁栄へのかけ橋として、今後とも積極的に取り組んでまいります。

行政改革のさらなる推進についてお尋ねがありました。今回の中央省庁等改革は、国際化や少子高齢化など経済社会情勢が激変する中で、国民の期待にこたえるべく、戦後五十年を経て時代に合わなくなってきた行政システムを抜本的に改めるものであります。

行政のあり方につきましては、今後とも、国際情勢や国民のニーズ等を踏まえ、時代時代に応じて不断に見直していくべきものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣太田誠一君登壇、拍手)

○国務大臣太田誠一君 水野誠一議員にお答えいたします。

権限規定の削除に関するお尋ねですが、今回の中央省庁等改革においては、各省は任務を基礎として総合性、包括性を持った行政機能を担うように編成することとしたものであります。国家行政組織法改正法案においては、任務及び所掌事務を各省の組織構成原理とし、各省等設置法案には権限規定は置かないとしたものであります。

この結果、権限規定が各省の広範な裁量権限の根拠となっていないのではないかという懸念も払拭されるものと考えております。

また、新たな府省間で互いの政策を協議する政策調整制度を設けるなどとして、時々政策課題に柔軟かつ整合的に対応していくこととしたしております。御指摘のような省庁間の縄張り争いの

懸念も解消されるものと考えております。

もとより、国民の権利を制限し、または義務を課す行政の活動は個別の法律に基づき必要があるというところは当然のことでありまして、法律に基づかないあいまいな行政はあってはならないものであります。

いずれにしても、政府としては、裁量による恣意的行政や行政指導の乱用が行われることのないようにしてまいりたい所存であります。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)
○国務大臣宮澤喜一君 財政と金融の分離につきましてお尋ねがございました。

この問題は、昨年の国会でも大変に御議論になったところでございますが、長年にわたる大蔵省の金融行政についての誤りについて非常に強い世論の批判がございまして、国会の御議論もその背景のもとに行われました。

私はそういう立場でございまして、反省をすべき立場であって、国会の御議論はできるだけそれを承るという気持ちで、余り表面に出ずにおりましたわけでありまして、したがって、このたび御提案いたしましたものも、国会の御議論をできるだけ反映したつもりで御提案をいたしておる

と考えております。

具体的に申し上げますと、御審議をいただいております財務省設置法第三条が「任務」でございまして、この中には金融ということは一切触れておりません。一言も「任務」の中に申ししておりません。それに反しまして、金融庁設置法には、「金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、」

「金融の円滑を図ることを任務とする。」と、専ら金融について書かれております。

なお、さらに、中央省庁等改革基本法、従来は別表第二の第十五条関係で、財務省の「主要な任務」の中に金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案等とございしましたが、これを改めまして、全部削除いたしました。したがって、御提案いたしております法律の主たる部分か

らは、金融というものは金融庁に属するということがはっきりいたしております。財務省の任務からは全部それが削られております。

ただ、そのような金融の破綻あるいは金融危機がございまして、それがその流れの先において、財政、国庫、通貨あるいは外国為替等々に関連をいたす部分はございまして、その部分につきましては、それを第四十五条として財務省の所掌事務としたところ、その部分についてはみたちができる、こういたしております。これは私は、国会の御議論の基本的な部分については十分反映をして御提案いたしておりますつもりでございます。(拍手)

○副議長(菅野久光君) これにて質疑は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員

弘友 和夫君 魚住裕一郎君
鶴保 康介君 世耕 弘成君
岩本 莊太郎君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 入澤 肇君
岩瀬 良三君 木村 仁君
山崎 力君 山本 保君
沢 たまき君 大森 礼子君
阿曾田 清君 亀井 郁夫君
水野 誠一君 加藤 修一君
高野 博師君 松 あきら君
益田 洋介君 高橋 令則君
月原 茂昭君 奥村 展三君
菅川 健二君 海野 義孝君
但馬 久美君 山下 栄一君
荒木 清寛君 平野 貞夫君

戸田 邦司君	松岡満壽男君
堂本 曉子君	日笠 勝之君
風間 昶君	木庭健太郎君
森本 晃司君	田村 秀昭君
泉 信也君	椎名 素夫君
田名部匡省君	浜田卓二郎君
統 訓弘君	浜四津敏子君
白浜 一良君	鶴岡 洋君
渡辺 秀央君	星野 朋市君
扇 千景君	脇 雅史君
山下 善彦君	北岡 秀二君
武見 敬三君	中島 眞人君
岸 宏一君	久野 恒一君
佐藤 昭郎君	齊藤 滋宣君
中川 義雄君	佐々木知子君
加納 時男君	岩城 光英君
阿南 一成君	市川 一朗君
岩永 浩美君	鈴木 政二君
国井 正幸君	田浦 直君
田村 公平君	常田 享詳君
山本 一太君	長峯 基君
岩井 國臣君	上野 公成君
末広まきこ君	釜本 邦茂君
景山俊太郎君	海老原義彦君
依田 智治君	溝手 顕正君
佐藤 泰三君	西田 吉宏君
鎌田 要人君	須藤良太郎君
田中 直紀君	若林 正俊君
成瀬 守重君	石川 弘君
石渡 清元君	岡野 裕君
上杉 光弘君	有馬 朗人君
真鍋 賢二君	井上 吉夫君
尾辻 秀久君	吉川 芳男君
坂野 重信君	中曾根弘文君
青木 幹雄君	龜谷 博昭君
保坂 三蔵君	小山 孝雄君
阿部 正俊君	谷川 秀善君
仲道 俊哉君	日出 英輔君

森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	山内 俊夫君
三浦 一水君	水島 裕君
中原 爽君	平田 耕一君
林 芳正君	金田 勝年君
松村 龍二君	鈴木 正孝君
塩崎 恭久君	橋本 聖子君
長谷川道郎君	馳 浩君
畑 恵君	大島 慶久君
岡 利定君	太田 豊秋君
吉村剛太郎君	矢野 哲朗君
服部三男雄君	片山虎之助君
鴻池 祥肇君	松谷 蒼一郎君
清水嘉与子君	狩野 安君
河本 英典君	野間 越君
南野知恵子君	井上 裕君
岩崎 純三君	村上 正邦君
石井 道子君	竹山 裕君
久世 公麿君	鹿熊 安正君
中村 敦夫君	木俣 佳文君
浅尾慶一郎君	内藤 正光君
福山 哲郎君	櫻井 充君
郡司 彰君	佐藤 雄平君
小宮山洋子君	谷林 正昭君
小川 敏夫君	藤井 俊男君
高嶋 良充君	本田 良一君
松崎 俊久君	齋藤 勁君
平田 健二君	朝日 俊弘君
和田 洋子君	前川 忠夫君
伊藤 基隆君	小山 峰男君
小林 元君	石田 美栄君
直嶋 正行君	峰崎 直樹君
江本 孟紀君	堀 利和君
今井 澄君	長谷川 清君
川橋 幸子君	佐藤 泰介君
奥石 東君	寺崎 昭久君
今泉 昭君	薬科 満治君
岡崎トミ子君	笹野 貞子君

松田 岩夫君	山下八洲夫君
江田 五月君	千葉 景子君
北澤 俊美君	角田 義一君
足立 良平君	本岡 昭次君
久保 巨君	吉田 之久君
西川きよし君	小池 晃君
宮本 岳志君	福島 瑞穂君
海野 徹君	島袋 宗康君
畑野 寛徳君	小泉 親司君
照屋 寛徳君	大脇 雅子君
小川 勝也君	石井 一二君
八田ひろ子君	富樫 練三君
日下部徳代子君	谷本 巍君
円 より子君	佐藤 道夫君
大沢 辰美君	井上 美代君
阿部 幸代君	須藤美也子君
清水 澄子君	三重野栄子君
柳田 稔君	篠瀬 進君
岩佐 恵美君	林 紀子君
西山登紀子君	緒方 靖夫君
大淵 絹子君	竹村 泰子君
勝木 健司君	池田 幹幸君
笠井 亮君	吉川 春子君
山下 芳生君	湖上 貞雄君
山本 正和君	松前 達郎君
広中和歌子君	吉岡 吉典君
市田 忠義君	筆坂 秀世君
橋本 敦君	立木 洋君
田 英夫君	梶原 敬義君

政府委員

内閣審議官
兼中央省庁等改
革推進本部事務
局長
松田 隆利君

議長の報告事項

一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

小川 敏夫君

外交・防衛委員

山崎 力君

国民福祉委員

岡崎トミ子君

労働・社会政策委員

佐藤 雄平君

農林水産委員

高橋紀世子君

経済・産業委員

満治君

国土・環境委員

佐藤 昭郎君

決算委員

櫻井 充君

辞任

松崎 俊久君

補欠

岡崎トミ子君

補欠

佐藤 雄平君

補欠

内閣 孝雄君

補欠

佐藤 昭郎君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関

する法律等の一部を改正する法律案(中野寛成君外五名提出)(衆第二五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(第百四十一回国会閣法第九号)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(第百四十二回国会閣法第九号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会閣法第九号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

地方公務員法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

都市基盤整備公団法案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 食料・農業・農村基本法案(閣法第百八号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班 野間 起 和田 洋子
須藤美也子 谷本 巍
岸 宏一 国井 正幸
中川 義雄 郡司 彰
風間 和 石井 一二
岩永 浩美 三浦 一水
佐藤 昭郎 長峯 基
森下 博之 小川 敏夫

久保 巨 大沢 辰美
梶原 敬義 阿曾田 清

一、派遣地 梶原 敬義 阿曾田 清

第一班 宮城県
第二班 福岡県

一、期間 両班とも六月十五日 一日間

一、費用 概算九五三、一六〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十一年六月九日

農林水産委員長 野間 起

参議院議長 斎藤 十朗殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

在留資格のない外国人の国民健康保険被保険者資格に関する質問主意書(大脇雅子君提出)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

都市基盤整備公団法

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠
藤科 満治君 小川 敏夫君
外交・防衛委員 辞任 補欠
木俣 佳文君 浅尾慶一郎君
財政・金融委員 辞任 補欠
浅尾慶一郎君 木俣 佳文君

農林水産委員 辞任 補欠

小川 敏夫君 藤科 満治君

梶原 敬義君 村沢 牧君

経済・産業委員 辞任 補欠

村沢 牧君 梶原 敬義君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革・税制等に関する特別委員

辞任 補欠

小川 勝也君 山下八洲夫君

櫻井 充君 高嶋 良充君

福田 哲郎君 藤井 俊男君

本田 良一君 奥石 東君

柳田 稔君 江田 五月君

吉田 久之君 朝日 俊弘君

橋本 敦君 池田 幹幸君

吉岡 吉典君 八田ひろ子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

労働・社会政策委員会

理事 山崎 力君 (山崎力君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

内閣法の一部を改正する法律案(閣法第九六号)

内閣府設置法案(閣法第九七号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(閣法第九八号)

総務省設置法案(閣法第九九号)

郵政事業庁設置法案(閣法第一〇〇号)

法務省設置法案(閣法第一〇一号)

外務省設置法案(閣法第一〇二号)

財務省設置法案(閣法第一〇三号)

文部科学省設置法案(閣法第一〇四号)

厚生労働省設置法案(閣法第一〇五号)

農林水産省設置法案(閣法第一〇六号)

経済産業省設置法案(閣法第一〇七号)

国土交通省設置法案(閣法第一〇八号)

環境省設置法案(閣法第一〇九号)

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一一〇号)

独立行政法人通則法案(閣法第一一一号)

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第一一二号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

鳥獣保護及狩猟二関スル法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

内閣法の一部を改正する法律案(閣法第九六号)

内閣府設置法案(閣法第九七号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(閣法第九八号)

総務省設置法案(閣法第九九号)

郵政事業庁設置法案(閣法第一〇〇号)

法務省設置法案(閣法第一〇一号)

外務省設置法案(閣法第一〇二号)

財務省設置法案(閣法第一〇三号)

文部科学省設置法案(閣法第一〇四号)

厚生労働省設置法案(閣法第一〇五号)

農林水産省設置法案(閣法第一〇六号)

経済産業省設置法案(閣法第一〇七号)

国土交通省設置法案(閣法第一〇八号)

環境省設置法案(閣法第一〇九号)

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一一〇号)

独立行政法人通則法案(閣法第一一一号)

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第一一二号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

鳥獣保護及狩猟二関スル法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五-八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本体 本号一部 一〇四 一五円